

資源分別回収の手引き ～回収場所当番用～

各地区で行われている資源分別回収について、地区で自主的に回収場所の当番を実施する場合に、当番の方が実施する内容について、基本的事項を記載しました。参考としてください。ただし、地区ごとに手引きとは異なる運用をしているところもあります。

1 回収品目

【紙類】

- (1) 新聞
- (2) 新聞の折込チラシ
- (3) 雑誌
- (4) 段ボール
- (5) 紙パック
- (6) 雑がみ

【カン・フライパン類】

スチール缶、アルミ缶、フライパン、なべ、やかん等が対象です。

※ガラス製の蓋は対象外です。

※アルミ缶は売却単価が高いため、分けて回収する場合があります。

【古着】

※古着は、雨の日（雨の降りそうな日）は回収できません。

※ビン・ペットボトルについては、回収していません。

※現在回収していない品目の品目板がある場合は、ゼロカーボンシティ推進課までご連絡ください。

2 当日実施すること

- (1) 各地区の定められた持ち出し開始時刻までに、回収場所に品目板（新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、古着、カン・フライパン、アルミ缶）と青旗（資源分別回収集積場所）を設置してください。中止または延期の場合は、赤旗（資源分別回収本日中止）を設置してください。品目板等足りないものがある場合は、資源循環課までご連絡ください。
何も設置されていない場合、本日実施しているかどうか、転入者が資源分別回

収の場所がどこかわからないということがあります。可能なかぎり出してください。

※中止や延期の判断は、各地区で判断しております。

各地区の代表者または担当にご確認ください。

※古着については、雨の日（雨の降りそうな日）は回収できません。

実施の有無については、各地区の代表者または担当にご確認ください。

（2）持ち出し時刻内は、必ずしも立ち当番を必要とはしておりません。各地区のルールに応じて実施してください。

（3）終了時刻になりましたら、設置したものを撤去してください。

（4）回収業者が順次回収にまわります。回収されるまで、回収場所で待機していただく必要はありません。

回収は、品目ごとに複数車で行っております。同時にすべての品目が回収されるわけではありません。正午を過ぎても回収されない場合は、「資源分別回収実施カレンダー」に記載してある回収業者に連絡してください。

なお、1 台の車両に複数の品目を積み込む場合もありますが、回収後業者により仕分けされております。

（5）不適物がありましたら、貼り紙をして、持ち帰りを促してください。数日経過しても、引き取られない場合は、ゼロカーボンシティ推進課（平日 8:45～17:30）にご連絡ください。参考となる貼り紙は、岐阜市ホームページに掲載しております。なお、数日放置することが危険な場合は、同じくゼロカーボンシティ推進課にご連絡ください。

3 奨励金

回収量に応じて、岐阜市より自治会連合会あてに奨励金を交付しております。金額は、回収量に応じてかわり、雑がみは 8 円/kg その他 6 円/kg です。

4 その他

資源分別回収は、地区ごとに本手引きとは異なる運用をしているところがあります。地区ごとに決めて運用している内容は、各地区代表者または、担当者にご確認ください。